

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載
 【部門区分】第 7 部門第 1 区分
 【発行日】平成 27 年 1 月 29 日 (2015.1.29)

【公開番号】特開 2013-114964 (P2013-114964A)
 【公開日】平成 25 年 6 月 10 日 (2013.6.10)
 【年通号数】公開・登録公報 2013-029
 【出願番号】特願 2011-261523 (P2011-261523)
 【国際特許分類】

H 0 1 J 35/16 (2006.01)

H 0 1 J 35/06 (2006.01)

H 0 1 J 35/08 (2006.01)

【 F I 】

H 0 1 J 35/16

H 0 1 J 35/06 B

H 0 1 J 35/08 F

【手続補正書】

【提出日】平成 26 年 12 月 9 日 (2014.12.9)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 2】

前記絶縁材で覆われていない前記ガラス管の表面及び前記絶縁材の端部は、導体で被覆され、当該導体は接地されていることを特徴とする、請求項 1 に記載の電界放出型 X 線発生装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 5】

また前記絶縁材で覆われていない前記ガラス管の表面及び前記絶縁材の端部は、導体（電気伝導体）で被覆され、当該導体は接地されているようにしてもよい。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 5】

図 4 は、かかる構成の X 線発生装置 1 を示しており、この例では、図 1 に示した例に対して、ガラス管 4 における絶縁材 3 で覆われていない部分を、前記した導体 2 1 で被覆し、この導体 2 1 を接地している。なお導体 2 1 で被覆する部分は、導体 2 1 と絶縁材 3 との間の境界部分が、ガラス管 4 の表面に位置していると、当該部分に電界集中を招くおそれがある。したがって、導体 2 1 と絶縁材 3 との間の境界部分は、ガラス管 4 の表面には位置しない、図 4 に示したような絶縁材 3 の表面部分に位置させるのがよい。すなわち、導体 2 1 で被覆する部分は、ガラス管 4 における絶縁材 3 で覆われていない部分、及び、絶縁材 3 の端部 3 a の全周であってかつガラス管 4 の表面と接していない部分であること

がよい。なお筐体 2 は、既に接地されているので、たとえば、当該導体 2 1 を、窓部 9 を介して筐体 2 と電氣的に接続すればよい。